



島根県報

平成25年3月8日（金）

号外第23号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示**島根県告示第148号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	松江しんじ湖温泉停車場線	松江市内中原町219番1地先から同町216番地先まで	前	メートル 9.55～ 14.90	メートル 96.00	松江県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	10.15～ 19.10	96.00	

島根県告示第149号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	松江市下東川津町821番1地先から同市西尾町949番3地先まで	メートル 2,894.24	平成25年 3月10日	松江県土整備 事務所	松江だんだん道路 15時通行開始